

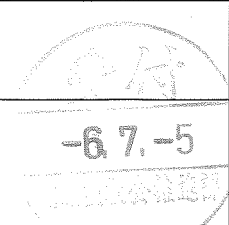
## 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

令和 6年 7月 5日

佐賀県知事 山口 祥義 様

申請者 〒 847-0314  
 住 所 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20  
 氏 名 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団  
 理事長 諸岡 泰輔  
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 0955-82-0990

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	中間処理業（焼却） 感染性産業廃棄物 以上1種類	
事業所及び事業場の所在地	事務所 〒847-0314 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20 電話番号 0955-82-0990	
	事業所 〒847-0314 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番8 電話番号 0955-82-0990	
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	種 類 設置場所 設置年月日 処理能力 許可年月日 許可番号	焼却施設 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲 3 7 0 0 番 8 平成 2 0 年 7 月 2 2 日 感染性産業廃棄物 1 9 . 0 t / 日（24時間） 平成 1 9 年 7 月 2 4 日（変更許可） 佐賀県指令 1 9 廃第 0 1 0 0 0 7 号
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	所 在 地 面 積 種 類 保管上限 高 さ	佐賀県唐津市鎮西町菖蒲 3700 番 8 （建物内の保冷库に保管） 1 1 4 . 6 m <sup>2</sup> （保冷库 2 ケ所：57.3 m <sup>2</sup> ×2） 感染性産業廃棄物 9 0 . 2 m <sup>3</sup> （保冷库 2 ケ所：45.1 m <sup>3</sup> ×2） 1 . 5 m
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	※別紙様式に記載すること	
※ 事 務 処 理 欄		

（日本産業規格 A列4番）

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。（県のホームページにおいて産業廃棄物処理業者名簿（許可証の内容及び連絡用電話番号）を公開しておりますが、公開に同意されない場合はお申し出ください。）

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20

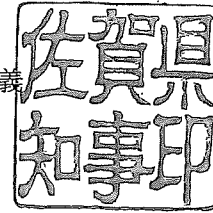
氏名 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団

理事長 諸岡 泰輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成29年（2017年）7月10日

許可の有効年月日 令和6年（2024年）7月9日

## 1. 事業の範囲

中間処理業（焼却）

特別管理産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物 以上1種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

種類	焼却施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（焼却）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	唐津市鎮西町菖蒲3700番8
設置年月日	平成20年7月22日
処理能力	19.0t/日（24時間）
許可年月日	平成19年（2007年）7月24日（変更許可）
許可番号	佐賀県指令19廃第010007号

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 7月10日 更新許可（優良基準適合）

平成29年11月 7日 変更届 代表者の変更

令和元年10月28日 変更届 代表者の変更

令和3年 5月 6日 変更届 代表者の変更

令和6年 4月17日 変更届 代表者の変更 以下余白

## 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。  
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。